

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 飼料の分析検査の概要
 - 土地改良区の設立の認可
 - 土地改良事業の認可
 - 換地計画の適否の決定
 - 基本測量の実施を終った旨の通知
 - 土地の立入りの通知
 - 国有財産の用途廃止
 - 都市計画の変更に係る図書の縦覧(二件)
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
 - 開発行為に関する工事の完了
 - 道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第二百八十六号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名称	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
神戸市東灘区住吉浜町19-3 日本農産工業株式会社神戸工場 ノーサン印子豚人工乳後期用完全配合飼料 ピッキー	72BA第16号	18.0 19.1	3.5 6.5	4.0 2.5	7.0 5.2	昭和47年12月20日 米子市糶町2丁目138 有限公司 江畑商店
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料成鶏用 エッグマツシエ16	72TD第88号	16.0 13.3	3.5 4.3	5.0 2.4	12.5 10.3	昭和47年12月20日 米子市昭和町 鳥取経済運西部配送センター 粗たん白質不足
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社神戸工場 三井印子豚育成用配合飼料子豚用 エクセルC	72BB第21号	16.5 16.6	2.5 2.9	4.0 3.1	7.0 6.1	昭和47年12月20日 米子市昭和町29 丸石産業株式会社 米子支店
三井印完全配合飼料成豚豚飼育用 種豚用ゾリーミールA	第5711号	14.0 15.8	2.0 3.7	7.0 4.8	9.0 6.4	
神戸市喜合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社 神戸飼料工場 日清印プロイラー肥育後期用完全配合飼料 ハイプロクラソソル	69TF第24号	18.0 18.1	5.0 5.8	5.0 2.9	8.0 5.9	昭和47年12月21日 米子市糶町3-102 島根飼料株式会社 米子営業所

日清甲若豚飼育用完全配合飼料	ヒツゲライソ	71B C第28号	15.0 16.9	4.0 5.7	5.0 2.8	8.0 4.9	昭和47年12月20日 米子市目久美町175 高野合一商店
日清印子豚育成用完全配合飼料	子豚	71B B第15号	15.0 15.6	2.5 4.0	5.5 3.0	7.5 4.9	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社							
カネニ印完全配合飼料 大う用		71T C第23号	14.0 15.6	2.0 3.2	6.0 5.3	10.0 5.2	
カネニ印完全配合飼料成鶏飼育用	イエロー	72T D第229号	16.0 16.8	2.0 4.4	6.0 2.9	12.5 10.4	
カネニ印完全配合飼料幼豚育成用	ペーコンジュニア	第4461号	15.0 17.0	2.0 3.3	6.5 4.1	9.0 6.0	
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社 神戸飼料工場						昭和47年12月21日 米子市灘町 8-102 島根飼料株式会社 米子営業所	
日清印成鶏用完全配合飼料	ニューレゾホソヒツト	69T D第276号	15.0 15.1	2.0 2.5	6.0 3.2	11.0 7.9	
日清印ブローラー肥育後期用完全配合飼料	ハイゾロベツト	69T F第23号	17.0 14.7	6.0 6.5	5.0 3.2	8.0 5.4	
日清印成鶏用完全配合飼料	ニューレゾホソヒツト	69T D第277号	17.0 17.4	2.0 2.3	6.0 3.4	11.0 8.6	

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。
 収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは、当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 資 料

製造事業場の所在地及び名称 飼 料 の 名 称	表示区分	検 査 結 果			収 去 年 月 日 其 他 特 記 す べ き 事 項	
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維		粗灰分
神戸市東灘区住吉浜町19-3 日本農産工業株式会社 神戸工場 ノーサン印豚豚用完全配合飼料 プロミナーA	表	16.0 16.3	2.0 3.1	7.0 3.8	8.0 5.5	昭和47年12月20日 米子市栄町2丁目138 有限公司 江畑商店
ノーサン印豚豚用完全配合飼料 プロミナーB	表	14.0 14.9	2.0 2.8	9.0 4.8	9.0 6.1	
境港市外江町3748の1 山陰くみあい飼料株式会社	表	14.5 14.9	1.5 2.8	7.0 3.6	9.0 6.9	昭和47年12月20日 米子市昭和町 県経済連西部配送センター
くみあい配合飼料豚豚用 ハイブリード	表	15.0 15.4	2.5 3.0	6.0 2.2	7.0 5.0	
くみあい配合飼料豚豚用 ゴール	表	14.0 15.0	2.5 3.2	6.0 2.8	7.0 6.2	
くみあい配合飼料 スタート	表	17.0 18.1	2.5 3.1	5.0 2.3	7.0 5.2	
境港市渡町1168番地 美保飼料製造所 飼料用魚粉		55.0 51.2	18.9	0	35.0 20.8	昭和47年12月20日 米子市昭和町 県経済連西部配送センター 粗たん白質不足
神戸市兵庫区東出町2丁目153番地 神戸くみあい飼料株式会社 くみあいブリード	表	18.0 15.7	2.0 3.4	6.0 3.1	8.0 6.0	

神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 三井甲子豚育成用配合飼料豚用 エクセルS 肉牛用 エリート	表 表	14.0 15.0	2.0 3.1	4.5 3.7	6.5 5.7	昭和47年12月20日 米子市昭和町29 丸石産業株式会社 米子支店
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい配合飼料豚肥育用 スピード	表	12.0 13.1	1.5 4.2	8.0 5.0	9.0 5.6	
		15.0 15.9	2.5 3.4	6.0 2.8	7.0 5.1	

〔備考〕 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「票」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。ついで「以上」をフイッシュリユエナル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

検出物「法第15条の2に関するもの」の欄中上段は混入物の表示の混入割合を示し、下段は分析結果の混入割合を示す。
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

鳥取県告示第二百八十七号

岩美郡国府町大字高岡四七六番地山本進ほか二十三人の者から設立認可申請のあつた国府土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年四月十九日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十八号

大鴨土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（北野地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十八年四月十九日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百八十九号

昭和四十八年二月二十八日付で倉吉市長から申請のあつた倉吉市上米積地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年四月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ることができ

鳥取県告示第二百九十号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

基本測量（菱形基線測量、復旧測量及び四等三角測量）

二 作業地域

倉吉市、鳥取市、国府町、郡家町、河原町、三朝町、関金町、西伯町

及び日南町

三 終了年月日

昭和四十八年二月二十八日

鳥取県告示第二百九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

智頭線鉄道建設工事

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字智頭、南方、篠坂、毛谷、大内、山根、中原及び尾

見地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十八年五月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

鳥取県告示第二百九十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年四月二十日から用途廃止した。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方メートル)	用 途
東伯郡三朝町大字大柿字長田河原三八三番一地主 から同町大字大柿字長田河原三八二番一地主まで	四一・七八	水路敷
東伯郡三朝町大字大柿字長田河原三八四番一地主 から同町大字大柿字長田河原三八三番一地主まで	一九・三四	水路敷
東伯郡三朝町大字大柿字長田河原三八三番一地主 から同町大字大柿字長田山根三八七番一地主まで	一五〇・三八	水路敷
東伯郡三朝町大字大柿字長田河原三八一番一地主	三六・二二	道路敷
東伯郡三朝町大字大柿字長田河原三八三番一地主 から同町大字大柿字長田河原三八四番一地主まで	六七・三二	道路敷
東伯郡三朝町大字大柿字長田山根三八七番一地主 から同町大字大柿字長田山根四〇九番一地主まで	三三・七七	道路敷

鳥取県告示第二百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画公園を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規

定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

第六・五・二号竜ヶ山公園

追加する部分 境港市小篠津町字機及び字西砂

削除する部分 境港市渡町字大沢並びに小篠津町字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘

変更する部分 境港市渡町字屋敷跡及び字西柳川、並びに小篠津町字柳川頭及び字竜ヶ山

二 縦覧場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百九十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、気高都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

三・三・一号浜村船磯海岸線

変更する部分 気高郡気高町大字八束水字短尾

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第二百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画駐車場の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百九十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十七年三月十六日 鳥取県指令受都計第八十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎字坂口新田及び荒神西灘

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市寺町一〇

有限会社板見製鋸所

代表取締役 板 見 定一郎

鳥取県告示第二百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十八年四月二十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十八年四月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市片原一丁目一〇七 株式会社 鳥取県開発事業団 代表取締役 森岡 祐太良	鳥取市湖山町字白浜三九五三ノ幅員 五・〇〇メートル 七、三九五六ノ三の一部、三九 延長 九九・八〇メートル 七二ノ三の一部	

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】